

内閣府
財務省告示第一号
経済産業省

株式会社産業再生機構法（平成十五年法律第二十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、株式会社産業再生機構支援基準を次のとおり定めたので、同条第四項の規定に基づき、これを公表する。

株式会社産業再生機構支援基準

1. 支援決定基準

株式会社産業再生機構法（平成15年法律第27号。以下「法」という。）に規定するもののほか、株式会社産業再生機構（以下「機構」という。）が支援決定を行うに当たって従うべき基準は、次の(1)から(5)までのいずれも満たすこととする。なお、再生支援の申込みをした事業者（以下「申込事業者」という。）が中小規模の事業者である場合には、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(1) 申込事業者が、買取決定が行われると見込まれる日から3年以内に、次に掲げる生産性向上基準及び財務健全化基準を満たすこと。ただし、当該事業者の属する事業分野の特性等を勘案し、合理的と

認められる特段の事情があると産業再生委員会が認める場合は、これを硬直的に適用することとはしない。

なお、各指標の計算方法については、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号）第2条の2第1項の規定に基づく「我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針」（平成15年経済産業省告示第129号）において別に定めるところによる。

生産性向上基準

次のa)からd)までのいずれかを満たすこと。

- a) 自己資本当期純利益率（注）が2%ポイント以上向上
- b) 有形固定資産回転率が5%以上向上
- c) 従業員1人当たり付加価値額が6%以上向上
- d) a)からc)までに相当する生産性の向上を示す他の指標の改善

（注）企業再生ファンド、他の事業会社等による事業の買収、他の事業者と共同して行う事業統合等の事業再編を伴う場合にあっては、当該事業部門の属する事業分野の特性に応じて、総資産減価

償却費前営業利益率、総資産研究開発費前営業利益率又は総資産減価償却費前研究開発費前営業利益率のいずれかの指標を選択することができる。

財務健全化基準

次の a) 及び b) のいずれも満たすこと。

a) 有利子負債のキャッシュフローに対する比率が 10 倍以内 (注)

b) 経常収入が経常支出を上回ること

$$\text{(注)} \frac{\text{有利子負債合計額} - \text{現預金} - \text{信用度の高い有価証券等の評価額} - \text{運転資金の額}}{\text{留保利益} + \text{減価償却費} + \text{引当金増減}} \quad 10$$

(2) 申込事業者を支援決定時点で清算した場合の当該事業者に対する債権の価値を、事業再生計画を実施した場合の当該債権の価値が下回らないと見込まれること。

(3) 買取決定が行われると見込まれる日から 3 年以内に、新たなスポンサーの関与等により申込事業者の資金調達 (リファイナンス) が可能な状況となる等、機構が当該事業者の債権の買取りを行った場合に、当該債権の処分が可能となる蓋然性が高いと見込まれること。

(4) 過剰供給構造にある事業分野に属する事業を有する事業者については、事業再生計画の実施が過剰供給構造の解消を妨げるものでないこと。なお、過剰供給構造の判定方法及びその解消方法等については、「我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針」及び「産業活力再生特別措置法の施行に係る指針」（平成15年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）において別に定めるところによる。

(5) 申込事業者が、労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行ったこと又は行う予定であること。

2. 買取決定基準

機構が買取決定を行うに当たって従うべき基準は、次の(1)から(3)までのいずれも満たすこととする。

(1) 買取価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回らない価格であること。また、その他の法に規定する買取決定の要件を満たすこと。

(2) 買取決定時点においても、支援決定基準を満たすこと。

(3) 支援決定までに、対象事業者が労働組合等と事業再生計画の内容等について話し合いを行っていなかつ

た場合には、当該話合いを行ったこと。

3. 建設業に関する基準

申込事業者が大手、準大手等の総合建設業（いわゆるゼネコン）の場合における支援決定基準は、上記

1. を満たすとともに、次の(1)及び(2)のいずれも満たすこととする。

(1) 過剰供給構造の是正のため、事業再生計画に次の 又は のいずれかを含むこと。

事業規模を縮小すること。すなわち、事業再生計画の前提となる受注見通しを直近3年間の市場の動向又は当該事業者の受注動向を踏まえて策定することとし、それに基づき、事業内容を大幅に見直し、比較優位の部門に経営資源を集中させていくこと。ただし、市場が縮小傾向にない特定の分野に特化した場合を除く。

2以上の企業の経営統合、共同子会社の活用等による事業統合等の事業再編を行うこと。当該事業再編に当たっては、市場の縮小を踏まえつつ、経営の効率化と収益性の向上を図ること。

(2) 再生の確実性を確保するため、買取決定が行われると見込まれる日から3年以内に、次の から までのいずれの指標においても、申込事業者が建設業の平均的水準に近い水準となること。

収益性を表す、売上高営業利益率又は総資本経常利益率その他これらに類する指標

安定性を表す、自己資本比率又はデットエクイティレシオその他これらに類する指標

健全性を表す、固定比率又は長期固定適合比率その他これらに類する指標

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。